



宮 崎 県 公 報

平成30年6月14日(木曜日) 第 3003 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

- 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則…………… (衛生管理課) 1

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 13
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 13
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の所在地の変更 (2件) …………… (“) 13
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護支援事業所) の廃止…………… (“) 14

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 14
- 障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱の一部を改正する告示…………… (物品管理調達課) 14

公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出 (4件) …… (農村整備課) 18
- 土地改良区の役員の退任の届出…………… (“) 20
- 落札者等の公告…………… 20

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 21
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 21

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年6月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第47号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則 (昭和40年宮崎県規則第10号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
出先機関の長	委 任 事 務	出先機関の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
保健所長	1～16 [略]	保健所長	1～16 [略]
			<u>16の2 住宅宿泊事業法 (平成29年法律第65号) 第17条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</u>
	17～70 [略]		17～70 [略]
[略]		[略]	
付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)		付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)	
[略]		[略]	

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年6月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第48号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和61年宮崎県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（営業の許可）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 省令第1条第2項に規定する図面は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 〔略〕</p> <p>（4） 玄関帳場その他これに類する設備（以下「玄関帳場等」という。）及びその周囲の鳥かん図</p> <p>（5）・（6） 〔略〕</p> <p>3 第1項の申請書には、前項の図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>（1） 〔略〕</p> <p>（2）～（4） 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p>	<p>（営業の許可）</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 省令第1条第2項に規定する図面は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 〔略〕</p> <p>（4） 玄関帳場その他これに類する設備（以下「玄関帳場等」という。）<u>を設置する場合にあっては、当該設備及びその周囲の鳥かん図</u></p> <p>（5）・（6） 〔略〕</p> <p>3 第1項の申請書には、前項の図面のほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>（1） 〔略〕</p> <p>（2） <u>玄関帳場等を設置しない場合にあっては、事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること、並びに宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていることが確認できる書面</u></p> <p>（3）～（5） 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p>

別記様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

旅 館 業 営 業 許 可 申 請 書

保健所長 殿 年 月 日

申請者 住所
氏名年 月 日生
(法人にあつては、事務所所在地、)
名称及び代表者の氏名

旅館業の営業の許可を受けたいので、旅館業法第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

※ 営 業 の 種 別		<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿			
営 業 設 施	名 称		電 話		
	所 在 地				
施 設 の 概 要		別紙 1 のとおり			
旅館業法第 3 条第 2 項各号への該当の有無		別紙 2 のとおり			
※旅館業法第 3 条第 3 項への該当の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (施設との距離 m)			
※旅館業法施行令第 2 条又は旅館業法施行条例第 6 条への該当の有無		<input type="checkbox"/> 有 (季節的・交通不便・一時的) <input type="checkbox"/> 無			
	営業期間	年 月 日から 年 月 日まで	営業開始 予定年月日	年 月 日	
客室等衛生管理責任者	住所		氏名		
浴室等衛生管理責任者	住所		氏名		
収入証紙貼付欄					

記入上の注意

- ※欄は、該当する事項の□に✓印を付すこと。
- 収入証紙貼付欄に宮崎県収入証紙を貼り付けること。

添付書類

- 1 建物等の配置図、各階の平面図、立面図、玄関帳場等を設置する場合にあつては、当該設備及びその周囲の鳥かん図、建物の給水・給湯系統図及び循環式浴槽を設置する場合にあつては、ろ過系統図（塩素系薬剤の注入口又は投入口の位置を明示した図面を含む。）
- 2 申請者の住民票（法人にあつては、その登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し）
- 3 玄関帳場等を設置しない場合にあつては、事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること、並びに宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていることが確認できる書面
- 4 営業施設の設置場所からおおむね 200メートル以内の見取図
- 5 申請前 4 週間以内に採水した原水（水道水以外の水を使用する場合に限る。）、原湯及び上がり用湯水について行った水質の検査の結果を証する書類
- 6 旅館業の開業により浴槽の運用を開始した場合は、当該浴槽の運用を開始した日から 1 月以内に行う浴槽水の水質の検査の実施計画書

別紙1 旅館営業施設の概要

寝具	敷	組	シ	ー	ツ	枚		※原水の種類		水道水・温泉水・井戸水・その他()																					
	毛布	枚	枕	カ	バ	ー	枚	※上がり用湯水の種類		水道水・温泉水・井戸水・その他()																					
浴衣	枚	枚	く	ず	入	れ	個	※貯湯槽の有無		()・無																					
	布団カバー	枚	※	宿	泊	者	名	簿	※回収槽の有無		()・無																				
階	数	和室		洋室		室		※		()・無																					
	面積	積	客	数	定	積	客	数	定	※気泡発生装置等																					
客室の面積・数・定員	階	㎡	室	人	㎡	室	人	浴槽形態		※ろ過装置(能力: m ³ /h)																					
	付浴室							※		()・無																					
便所	男子用							※		()・無																					
	女子用							※		()・無																					
便所	階	階	階	階	階	階	階	※		()・無																					
	個	個	個	個	個	個	個	※		()・無																					
その他	※	下水道・浄化槽・改良便槽・その他()		※		※		※		()・無																					
	洗面所	※	客室付浴室	有・無	※	共同用浴室	有・無	※		()・無																					
事務処理経過	許	可	年	月	日	指	令	番	号	許	可	年	月	日	指	令	番	号	交	付	年	月	日	交	付	年	月	日	受	領	印
	決	裁	年	月	日	決	裁	年	月	日	許	可	年	月	日	指	令	番	号	交	付	年	月	日	交	付	年	月	日	受	領

※欄は、該当する事項を○で囲むこと。

別紙 2

旅館業法第 3 条第 2 項各号への該当の有無に関する確認書

フリガナ 氏 名	生年月日	性別	旅館業法第 3 条第 2 項各号への該当の有無 及び該当するときはその内容 (該当する事項の□に✓印を付すこと。)
			□有 (内容) □無
			□有 (内容) □無
			□有 (内容) □無
			□有 (内容) □無
			□有 (内容) □無

記入上の注意

- 1 申請者が未成年者である場合は、法定代理人 (法定代理人が法人である場合は、その役員全員) についても記載すること。
- 2 申請者が法人である場合は、その業務を行う役員全員について記載すること。
- 3 記入欄が不足するときは、追加して記載すること。

別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号 (第3条関係)

旅館業営業合併 (分割) 承継承認申請書

年 月 日

保健所長 殿

申請者氏名

旅館業法第3条の2第1項の規定により、承認を受けたいので、次のとおり申請します。

合併により 消滅する法人又は分割 をする法人	名 称		※営業 の種別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿
	代表者の氏名			
	事務所の所在地			
合併後存続 する法人若しくは合併 により設立 される法人 又は分割に より旅館業 を承継する 法人	名 称		電 話	
	代表者の氏名			
	事務所の所在地			
合併又は分割の予定年月日				
営 業 施 設	名 称			
	所 在 地			
旅館業法第3条の2第2項において準用する同法第3条第2項各号への該当の有無		別紙のとおり		

記入上の注意

※欄は、該当する事項の□に✓印を付すこと。

添付書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

別紙

旅館業法第 3 条の 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無に関する確認書

フリガナ 氏 名	生年月日	性別	旅館業法第 3 条第 2 項各号への該当の有無 及び該当するときはその内容 (該当する事項の□に✓印を付すこと。)
			□有 (内容) □無
			□有 (内容) □無
			□有 (内容) □無
			□有 (内容) □無
			□有 (内容) □無

記入上の注意

- 1 新たにその業務を行う役員全員について記載すること。
- 2 記入欄が不足するときは、追加して記載すること。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号 (第4条関係)

旅館業営業相続承認申請書

年 月 日

保健所長 殿

申請者住所

氏名

年 月 日生

旅館業法第3条の3第1項の規定により、承認を受けたいので、次のとおり申請します。

被相続人との続柄		※営業 の種別	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿
被 相 続 人	氏 名		
	住 所		
相続開始の年月日			
営 業 施 設	名 称	電 話	
	所 在 地		
旅館業法第3条の3第3 項において準用する同法 第3条第2項各号への該 当の有無		別紙のとおり	

記入上の注意

※欄は、該当する事項の□に✓印を付すこと。

添付書類

- 1 相続人の戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

別紙

旅館業法第 3 条の 3 第 3 項において準用する同法第 3 条第 2 項各号への該当の有無に関する確認書

フリガナ 氏 名	生年月日	性別	旅館業法第 3 条第 2 項各号への該当の有無 及び該当するときはその内容 (該当する事項の□に✓印を付すこと。)
			<input type="checkbox"/> 有 (内容) <input type="checkbox"/> 無

別記様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号 (第 5 条関係)

旅館業営業許可 (合併 (分割) 承継承認・
相続承継承認) 申請書記載事項変更届

年 月 日

保健所長 殿

届出者住所

氏名

(法人にあっては、事務所所在地、)
名称及び代表者氏名

旅館業法施行規則第 4 条の規定により、次のとおり届け出ます。

※営業の種類別		<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿	
許可番号及び年月日			
営業施設	名称	電話	
	所在地		
変更事項	新	旧	
変更理由			
変更年月日			

記入上の注意

※欄は、該当する事項の□に✓印を付すこと。

添付書類

- 届出者が個人であって、変更事項が住所の変更に係る場合にあつては住民票、氏名の変更に係る場合にあつては戸籍謄本又は戸籍抄本
- 届出者が法人であって、変更事項が法人名称、事務所所在地又は代表者の氏名の変更に係る場合にあつては、登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し
- 届出者が法人であって、変更事項がその業務を行う役員の変更に係る場合にあつては、当該役員の旅館業法第 3 条第 2 項各号への該当の有無に関する確認書 (別紙)
- 構造設備を変更した場合にあつては、変更後の構造設備を明示した図面
- 循環式浴槽を新たに設置し、又は既存の浴槽を循環式浴槽に改造した場合にあつては、当該浴槽の運用を開始した日から 1 月以内実施する浴槽水の水質の検査の実施計画書

別紙

年 月 日

保健所長 殿

事務所所在地

法人名称

代表者氏名

旅館業法第 3 条第 2 項各号への該当の有無に関する確認書

下記記載内容に間違いありません。

記

フリガナ 氏 名	生年月日	性別	旅館業法第 3 条第 2 項各号への該当の有無 及び該当するときはその内容 (該当する事項の□に✓印を付すこと。)
			<input type="checkbox"/> 有 (内容) <input type="checkbox"/> 無
			<input type="checkbox"/> 有 (内容) <input type="checkbox"/> 無
			<input type="checkbox"/> 有 (内容) <input type="checkbox"/> 無
			<input type="checkbox"/> 有 (内容) <input type="checkbox"/> 無
			<input type="checkbox"/> 有 (内容) <input type="checkbox"/> 無

※ 記入欄が不足するときは、追加して記載すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																												
<p>様式第9号(第5条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>営業の種類</td> <td>旅館・ホテル・簡易宿所・下宿</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 一部停止の場合は、停止の部分を明示した平面図を添付すること。</p> <p>様式第10号(第5条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>営業の種類</td> <td>旅館・ホテル・簡易宿所・下宿</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 一部廃止の場合は、廃止の部分を明示した平面図を添付すること。</p> <p>様式第11号(第7条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>※営業の種類</td> <td><input type="checkbox"/>旅館 <input type="checkbox"/>ホテル <input type="checkbox"/>簡易宿所 <input type="checkbox"/>下宿</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	営業の種類	旅館・ホテル・簡易宿所・下宿	[略]		営業の種類	旅館・ホテル・簡易宿所・下宿	[略]		※営業の種類	<input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿	[略]		[略]		<p>様式第9号(第5条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>※営業の種類</td> <td><input type="checkbox"/>旅館・ホテル <input type="checkbox"/>簡易宿所 <input type="checkbox"/>下宿</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>記入上の注意</p> <p>※欄は、該当する事項の□に✓印を付すこと。</p> <p>添付書類</p> <p>一部停止の場合は、停止する部分を明示した平面図</p> <p>様式第10号(第5条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>※営業の種類</td> <td><input type="checkbox"/>旅館・ホテル <input type="checkbox"/>簡易宿所 <input type="checkbox"/>下宿</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>記入上の注意</p> <p>※欄は、該当する事項の□に✓印を付すこと。</p> <p>添付書類</p> <p>一部廃止の場合は、廃止する部分を明示した平面図</p> <p>様式第11号(第7条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>※営業の種類</td> <td><input type="checkbox"/>旅館・ホテル <input type="checkbox"/>簡易宿所 <input type="checkbox"/>下宿</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	※営業の種類	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿	[略]		※営業の種類	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿	[略]		※営業の種類	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿	[略]		[略]	
営業の種類	旅館・ホテル・簡易宿所・下宿																												
[略]																													
営業の種類	旅館・ホテル・簡易宿所・下宿																												
[略]																													
※営業の種類	<input type="checkbox"/> 旅館 <input type="checkbox"/> ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿																												
[略]																													
[略]																													
※営業の種類	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿																												
[略]																													
※営業の種類	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿																												
[略]																													
※営業の種類	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル <input type="checkbox"/> 簡易宿所 <input type="checkbox"/> 下宿																												
[略]																													
[略]																													

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年6月15日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の旅館業法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 555号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年6月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
尾崎眼科延岡	延岡市岡富町 125番地	平成30年5月1日

宮崎県告示第 556号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年6月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
そうごう薬局三股仲町店	北諸県郡三股町大字樺山3481番地4	平成30年6月3日

宮崎県告示第 557号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年6月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 ハートラ イフノア	都城市八幡町10街 区11号	有限会社 ハートラ イフノア	都城市八幡町10街 区11号

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市八幡町8街区10号	都城市八幡町10街区11号	平成30年 4月1日

宮崎県告示第 558号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年6月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 トータル ・ケアサ ービス	都城市山之口町富 吉2907番地	居宅介護 支援事業 所まごこ ろ	都城市横市町5876 番地9

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市姫城町10街区1号 西棟	都城市横市町5876番地9	平成30年 4月1日

宮崎県告示第 559号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年6月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人高 千穂会	都城市上長 飯町42号1 番地	ひかり居宅 介護支援セ ンター都城	都城市上長 飯町42号1 番地	平成30年 5月15日

宮崎県告示第 560号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年6月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(高岡) 30-1	矢野宏敏	東諸県郡国富町大 字本庄字義門寺45 21番2、4521番18 、4521番2地先里 道の一部	4.00	20.97	平成30 年5月 15日

障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成30年6月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 561号

障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱の一部を改正する告示

障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱（平成18年宮崎県告示第 445号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障がい者雇用促進企業 次に掲げる要件を満たす者であって、第4条第1項の登録を受けたものをいう。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 県内の本店、支店、営業所等で、常時雇用する労働者の数に対するその雇用する障がい者である労働者の数の割合が、</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障がい者雇用促進企業 次に掲げる要件を満たす者であって、第4条第1項の登録を受けたものをいう。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 県内の本店、支店、営業所等で、常時雇用する労働者の数に対するその雇用する障がい者である労働者の数の割合が、</p>

100分の 2.0以上であること。

(3) [略]

100分の 2.2以上であること。

(3) [略]

別記様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

(表)
障がい者雇用促進企業登録申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

私 (申請者) は、障がい者雇用促進企業等からの物品の買入れに関する要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

なお、この申請書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 申請者 (本店)

住 所 又 は 所 在 地			
商 号 又 は 名 称			
氏 名 (代表者職氏名)			(実 印)
電 話 番 号	F A X 番 号		
債 権 者 番 号			
申 請 営 業 種 目 (コ ー ド)			

※ 申請営業種目は、競争入札参加資格審査結果通知書の「主な営業種目」になります。

2 委任先 (競争入札参加資格者申請時に委任先として届出のある県内支店等)

所 在 地			
支 店 等 の 名 称			
代 表 者 名		債 権 者 番 号	
電 話 番 号		F A X 番 号	

3 県内の本店、支店等における雇用状況

雇 用 状 況	障がい者雇用率算定用の常時雇用する労働者の数 ($② - ② \times ③ \div 100$)	①	人
	常時雇用する労働者の総数	②	人
	除 外 率 (%)	③	%
	雇用する障がい者の総数 (⑤ + ⑧)	④	人
	常時雇用する労働者の数 (⑥ × 2 + ⑦)	⑤	人
	重度身体障害者の数及び重度知的障害者の数	⑥	人
	⑥以外の障がい者の数	⑦	人
	短時間雇用労働者の数 (⑨ + ⑩ × 0.5)	⑧	人
	重度身体障害者の数及び重度知的障害者の数	⑨	人
	⑨以外の障がい者の数	⑩	人
	障がい者雇用率 (%) (④ ÷ ① × 100)	⑪	%

(裏)

(注意事項)

- 1 対象となる障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている者です。
なお、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写しを添付する必要はありません。
- 2 常時雇用する労働者とは、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、1年以上継続して雇用されているものをいいます。
 - (1) 期間の定めなく雇用されている者
 - (2) 一定期間を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が反復更新されて事実上(1)と同等と認められるもの
 - (3) 日々雇用されている者であって、雇用契約が日々更新されて事実上(1)と同等と認められるもの
- 3 短時間雇用労働者とは、原則として雇用保険の短時間労働被保険者となる者であって、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である常時雇用されるものをいいます。
- 4 「障がい者雇用率算定用の常時雇用する労働者の数 ①」の欄には、同欄の算式によって計算して得た人数の小数点以下を切り捨てて記載してください。
- 5 「除外率(%) ③」の欄は、除外率一覧表を見て記入してください。
- 6 「障がい者雇用率(%) (④÷①×100) ⑩」の欄は、同欄の算式によって計算して得た値の小数点以下第3位を四捨五入して記載してください。
- 7 次の(1)から(3)までに掲げる要件のいずれにも該当する精神障害者は、実人員1人を「1人」と算定するため、短時間雇用労働者であっても「⑥以外の障がい者の数 ⑦」の欄に計上してください。
 - (1) 精神障害者である短時間労働者であること。
 - (2) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。
 - ア 新規雇入れから3年以内の者
 - イ 精神障害者保健福祉手帳の交付日から3年以内の者
 - (3) 次のア及びイのいずれにも該当する者であること。
 - ア 平成35年3月31日までに雇入れられた者
 - イ 平成35年3月31日までに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- 8 上記7に掲げる要件に該当する場合であっても、次の(1)及び(2)に留意してください。
 - (1) 精神障害者が退職した場合であって、その退職後3年以内に退職元の事業主と同じ事業主(※)に再雇用されたときは、上記7に規定する特例の対象とはならず、原則どおり、実人員1人を「0.5人」と算定しますので、「⑨以外の障がい者の数 ⑩」の欄に計上してください。
※ 退職元の事業主が、子会社特例やグループ適用、関係子会社特例又は特定事業主特例の適用を受けている場合は、その特例を受けているグループ内の他の事業主も「退職した事業主と同じ事業主」とみなされます。
 - (2) 療育手帳を交付されている者が、雇入れ後に発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、療育手帳の交付日を精神障害者保健福祉手帳の交付日とみなします。
- 9 記載内容に変更が生じた場合は、登録申請書記載事項変更届(別記様式第4号)による届出が必要になります。

記入責任者	
連絡先	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高岡町土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 辰 男	宮崎市高岡町小山田2559番地
理 事	山 口 紀 壽	宮崎市高岡町花見5497番地 2
理 事	西 村 國 義	宮崎市高岡町飯田2276番地
理 事	市 瀬 憲 一	宮崎市高岡町浦之名4903番地 132
理 事	脇 元 敏 幸	宮崎市高岡町飯田27番地
理 事	東 守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5
理 事	山 元 幸 男	宮崎市高岡町浦之名 342番地 9
理 事	椎 葉 重 敏	宮崎市高岡町下倉永 712番地10
理 事	西 園 文 一	宮崎市高岡町上倉永2672番地
理 事	川 畑 朗	宮崎市高岡町浦之名4928番地
理 事	鶴 木 栄 次	宮崎市高岡町花見1126番地
理 事	兼 森 義 廣	宮崎市高岡町内山 295番地 4
理 事	長 友 明 利	宮崎市高岡町花見3220番地
理 事	藺 田 安 則	宮崎市高岡町飯田2002番地 7
理 事	前 田 敏 博	宮崎市高岡町内山 563番地
理 事	岩 切 光 市	宮崎市高岡町上倉永 703番地 7
監 事	高 原 良 男	宮崎市高岡町下倉永1200番地 179
監 事	石 川 幸 保	宮崎市高岡町花見4180番地
監 事	田 代 康 雄	宮崎市高岡町上倉永 362番地 2

（任期：平成32年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	黒 木 辰 男	宮崎市高岡町小山田2559番地
理 事	山 口 紀 壽	宮崎市高岡町花見5497番地 2
理 事	西 村 國 義	宮崎市高岡町飯田2276番地
理 事	藺 田 安 則	宮崎市高岡町飯田2002番地 7
理 事	市 瀬 憲 一	宮崎市高岡町浦之名4903番地 132
理 事	脇 元 敏 幸	宮崎市高岡町飯田27番地
理 事	東 守	宮崎市高岡町高浜 332番地 5
理 事	山 元 幸 男	宮崎市高岡町浦之名 342番地 9
理 事	椎 葉 重 敏	宮崎市高岡町下倉永 712番地10
理 事	西 園 文 一	宮崎市高岡町上倉永2672番地
理 事	星 崎 卓 三	宮崎市高岡町上倉永 309番地 1
理 事	川 畑 朗	宮崎市高岡町浦之名4928番地
理 事	富 永 益 男	宮崎市高岡町五町2324番地 2
理 事	長 友 明 利	宮崎市高岡町花見3220番地
理 事	鶴 木 栄 次	宮崎市高岡町花見1126番地
理 事	兼 森 義 廣	宮崎市高岡町内山 295番地 4
監 事	安 楽 勝 則	宮崎市高岡町下倉永 678番地
監 事	梅 元 秀 樹	宮崎市高岡町高浜 331番地 1
監 事	高 原 良 男	宮崎市高岡町下倉永1200番地 179

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、梶山土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 治 明	北諸県郡三股町大字長田2980番地 1
理 事	溝 口 良 信	北諸県郡三股町大字長田3378番地
理 事	満 来 和 秋	北諸県郡三股町大字長田3343番地
理 事	嘉 藤 繁	北諸県郡三股町大字長田2899番地
理 事	新 納 長次郎	北諸県郡三股町大字長田2914番地
理 事	財 部 正 次	北諸県郡三股町大字長田3310番地
理 事	下 石 康 博	北諸県郡三股町大字樺山1180番地 4
理 事	釘 元 信 一	北諸県郡三股町大字長田 215番地 1
監 事	茨 木 健	北諸県郡三股町大字長田2923番地
監 事	竹ノ内 徳 夫	北諸県郡三股町大字長田1151番地
監 事	小 牧 俊 光	北諸県郡三股町大字樺山4955番地 3

(任期：平成32年4月20日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 治 明	北諸県郡三股町大字長田2980番地 1
理 事	溝 口 良 信	北諸県郡三股町大字長田3378番地
理 事	鈴 木 誠	北諸県郡三股町大字長田2913番地
理 事	嘉 藤 繁	北諸県郡三股町大字長田2899番地
理 事	満 来 和 秋	北諸県郡三股町大字長田3343番地
理 事	坂 元 信 治	北諸県郡三股町大字長田2867番地 1
理 事	下 石 康 博	北諸県郡三股町大字樺山1180番地 4
理 事	釘 元 信 一	北諸県郡三股町大字長田 215番地 1

監 事	茨 木 健	北諸県郡三股町大字長田2923番地
監 事	竹ノ内 徳 夫	北諸県郡三股町大字長田1151番地
監 事	小 牧 俊 康	北諸県郡三股町大字樺山3920番地 4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、上岩戸土地改良区（高千穂町）の役員就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 幸 次	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 899 番地
理 事	佐 藤 高 貴	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 745 番地 4
理 事	佐 藤 和 広	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 445 番地
理 事	佐 藤 安 志	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 336 番地
理 事	佐 藤 健 喜	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸81番 地
監 事	佐 藤 安 久	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 820 番地
監 事	佐 藤 今 朝 春	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 464 番地

(任期：平成33年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 幸 次	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 899 番地
理 事	佐 藤 光 延	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 677 番地
理 事	佐 藤 和 広	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 445 番地
理 事	佐 藤 年 宣	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 337 番地

理 事	佐 藤 康 弘	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸74番地
監 事	佐 藤 安 久	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 820番地
監 事	佐 藤 今 朝 春	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 464番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、浜之瀬土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 昭 男	西臼杵郡高千穂町大字下野 444番地3
理 事	岡 部 幸 孝	西臼杵郡高千穂町大字上野 101番地
理 事	江 藤 志 米 雄	西臼杵郡高千穂町大字下野2063番地2
理 事	田 邊 照 國	西臼杵郡高千穂町大字下野 502番地
理 事	佐 藤 哲 治	西臼杵郡高千穂町大字下野2305番地
理 事	佐 藤 正 一	西臼杵郡高千穂町大字下野1450番地
理 事	戸 高 博 貴	西臼杵郡高千穂町大字上野5029番地
理 事	永 迫 マスヨ	西臼杵郡高千穂町大字上野11番地4
監 事	工 藤 博 志	西臼杵郡高千穂町大字下野 314番地2
監 事	甲 斐 スミ子	西臼杵郡高千穂町大字上野24番地5

(任期：平成34年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	甲 斐 昭 男	西臼杵郡高千穂町大字下野 444番地3
理 事	岡 部 幸 孝	西臼杵郡高千穂町大字上野 101番地
理 事	江 藤 志 米 雄	西臼杵郡高千穂町大字下野2063番地2
理 事	森 正 明	西臼杵郡高千穂町大字下野 528番地
理 事	田 邊 照 國	西臼杵郡高千穂町大字下野 502番地
理 事	佐 藤 哲 治	西臼杵郡高千穂町大字下野2305番地
理 事	橋 本 信 重	西臼杵郡高千穂町大字下野 134番地
理 事	甲 斐 スミ子	西臼杵郡高千穂町大字上野24番地5
監 事	江 藤 裕 司	西臼杵郡高千穂町大字下野1955番地
監 事	工 藤 博 志	西臼杵郡高千穂町大字下野 314番地2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	前 田 喜 輝	小林市真方5633番地3

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成30年6月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名
トナーカートリッジ等の単備契約
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号

- 3 落札者を決定した日
平成30年6月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社システム開発 代表取締役 原野 茂盛
宮崎市大橋3丁目 101番地1号
- 5 落札金額
33,285,600円 (消費税込み)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成30年4月23日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年5月21日現在次のとおりである。

平成30年6月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,498人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,607人

宮崎県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年5月21日現在次のとおりである。

平成30年6月14日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

西臼杵郡選挙区 5,869人

--	--